

湯浅町太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金

申請の手引き

湯浅町 住民生活課

補助金の申請をされる皆さまへ

補助金の申請にあたっては、「湯浅町太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金交付要綱」や「本手引き」をよく確認いただき、十分にご理解いただいた上で、補助金受給に関する手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

1. 補助制度の概要について

湯浅町では、再生可能エネルギーの導入及び省エネルギー化の促進により本町における脱炭素化を図ることを目的として、太陽光発電設備等を設置する方に対し、補助金を交付します。

2. 補助対象設備について

【共通要件】

- ・和歌山県が実施する説明会を受講した事業者によって設置されるものであること。
- ・本町の区域内に設置されるものであること。
- ・エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- ・各種法令等に遵守した設備であること。
- ・商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。
- ・他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て導入するものでないこと。
- ・リース設備又は第三者が所有するものでないこと。

【設備ごとの要件】

①太陽光発電設備（自家消費型）

補助対象者	自ら所有し居住する町内の戸建ての専用住宅に太陽光発電設備を設置する方
補助対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・固定価格買取制度（FIT）や FIP 制度の認定を取得しないこと。 ・本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の 30% 以上を自家消費すること。 ・ソーラーカーポート及び建材一体型太陽光発電設備（屋根一体型太陽光発電設備を除く。）でないこと。 ・太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。 ・太陽光モジュールの JIS 等に基づく公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値が 10kW 未満のものであること。 なお、増設の場合においては、既存分を含めて 10kW 未満のものであること。 ・その他国実施要領別紙 2 の 2. ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。

	すこと。
補助金額	<p>下記の単価に太陽光モジュールの JIS 等に基づく公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値（kW 単位で小数点以下は切り捨て）を乗じて得た額。</p> <p>3kW まで：10.5 万円/kW 4kW から：7 万円/kW ※上限：73.5 万円</p>

【太陽光発電設備の補助金額の算定方法】

公称最大出力の合計値 6.720kW、パワーコンディショナーの定格出力の合計値 5.5 kW（工事費込み・税抜き）の場合

$$\text{補助金額} : (105,000 \text{ 円} \times 3\text{kW}) + (70,000 \text{ 円} \times 2\text{kW}) = 455,000 \text{ 円}$$

→パワーコンディショナーの合計値の方が低いため、5.5kW。小数点以下は切り捨てるため5kW。
 5kW の内 3kW は 105,000 円、2kW は 70,000 円にそれぞれ乗じて合計した数字が補助金額（455,000 円）となる。

②蓄電池

補助対象者	自ら所有し居住する町内の戸建ての専用住宅に蓄電池を設置する方
補助対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業で導入される太陽光発電設備の付帯設備であること。 ・※蓄電池のみの申請はできません。 ・12.5 万円/kWh 以下（工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう努めること。 ・※12.5 万円/kWh 以下（工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう、複数者からの見積りの取得や、販売事業者に対して条件を満たす価格の蓄電システムの調達可否の確認を行ってください。 ・据置型（定置型）のものであること。 ・20kWh 未満のものであること。 ・その他国実施要領別紙 2 の 2. ア（イ）に定める交付要件を満たすこと。 ・国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）により登録されているものであること

補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ・「蓄電池価格÷蓄電容量 (kwh)」が 14.1 万円未満の場合 蓄電池価格×1 / 3または、47 万円のいずれか低い価格 ・「蓄電池価格÷蓄電容量 (kwh)」が 14.1 万円以上の場合 14.1 万円×1 / 3×蓄電容量 (kwh) または、47 万円のいずれか低い価格
------	--

【蓄電池の補助金額の算定方法】

例1. 蓄電容量 10kWh、130 万円(工事費込み・税抜き)

$$130 \text{ 万円} \div 10 \text{ kWh} = 13 \text{ 万円/kWh}$$

→14.1 万円/kWh 以下のため、

$$130 \text{ 万円} \times 1/3 = 43.33 \dots \text{ 万円}$$

→千円未満の端数を切り捨てた 43 万 3 千円が補助金額となる。

例2. 蓄電容量 12kWh、180 万円 (工事費込み・税抜き)

$$180 \text{ 万円} \div 12 \text{ kWh} = 15 \text{ 万円/kWh}$$

→14.1 万円/kWh を超えるため、

$$14.1 \text{ 万円/kWh} \times 1/3 \times 12 \text{ kWh} = 56.4 \text{ 万円}$$

→47 万円を超えるため 47 万円が補助金額となる。

※「蓄電容量」は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値で、kWh 単位で小数点第二位以下を切り捨てた値を用いるのが適切です。「初期実効容量」ではないことに注意が必要です。

※太陽光発電設備等の電力変換装置（パワーコンディショナー）が蓄電システムの電力変換装置と一体型（ハイブリッド）の蓄電システムの場合、ハイブリッド部分のうち蓄電システム以外の電力変換に寄与する部分（蓄電池システムに含まれる太陽光発電設備等の電力変換装置）に係る経費分を控除することができます。

③コージェネレーションシステム（エネファーム）

補助対象者	自ら所有し居住する町内の戸建ての専用住宅にコージェネレーションシステム（エネファーム）を設置する方
補助対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録制度において登録されているものであること。 ・その他国実施要領別紙 2 の 2. エ（又）に定める交付要件を満たすこと。

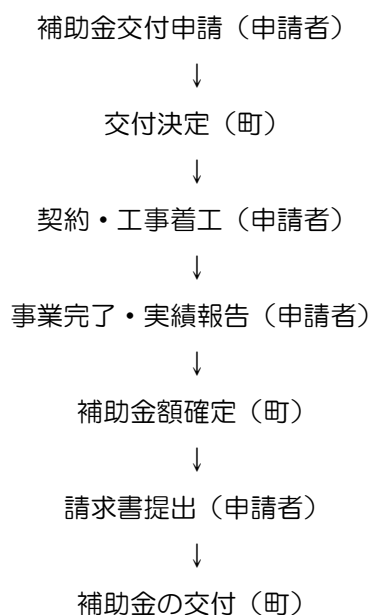
	すこと。
補助金額	コージェネレーションシステム（エネファーム）の価格×1/2 （上限 30 万円）

3. 補助対象経費について

一般送配電事業者への接続検討申込みに係る費用や既存設備の撤去・処分費、機器保証料、消費税額及び地方消費税額等は補助対象外経費となります。

4. 補助金申請の流れ

補助金申請の流れは下記のとおりです。



※工事着工は必ず、町からの交付決定日以降にしてください。

町からの交付決定前に工事着工したものは補助対象外となります。

※期日までに実績報告を行うことができない場合は補助対象外となります。

5. 交付申請について

（1）受付期間

令和8年5月以降～令和8年10月30日（金）17時15分
まで（先着順）

※受付開始時期は前後する場合がございます。

※予算がなくなり次第、終了とします。

※申請書類が不備なく提出された日をもって、申請受付とします。

(2) 提出方法

持参又は郵送にてご提出ください。

※郵送の場合は、レターパック、簡易書留等の追跡可能な方法を推奨します。

※申請書や添付書類の内容について問い合わせをすることがありますので、お手元に控え（申請書等のコピーや作成したデータ等）を保管しておいてください。

(3) 提出先

〒643-0002 和歌山県有田郡湯浅町青木 668-1

湯浅町 住民生活課 環境係（⑤⑥番窓口）

(4) 提出書類（○：全員提出 △：該当する者のみ提出 -：提出不要）

	太陽光発電設備 (自家消費型)	蓄電池	コージェネレーションシステム (エネファーム)	備考
交付申請書（規則別記第1号様式）	○	○	○	
事業計画書（別記第1号様式）	○	○	○	
自家消費計画書（別記第2号様式）	○	-	-	・「年間発電量見込」及び「過去1年間の電力使用量」の算定根拠となる資料を添付すること。（新築の場合は、「年間発電量見込」の根拠資料のみ添付すること。）
収支予算書（別記第3号様式）	○	○	○	
補助対象設備の設置に係る見積書の写し（内訳の記載があるもの）	○	○	○	・申請者あて発行されたもの（フルネームを確認できること。）で、申請時において有効期限内のもの。 ・型番、数量、経費の内訳の記載があるもの。 ・原則、複数の事業者から見積をとり、比較を行うこと。
補助対象設備の配置図及び住宅の位置図	○	○	○	・平面図等に補助対象設備の配置を示すこと。 ・近隣のランドマーク（公園や学校等）を含む住宅地図等に赤枠等で住宅の位置を示すこと。
補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し（設備仕様が分かるもの）	○	○	○	・該当箇所が分かるようマーク等で示すこと。 ・冊子の場合は該当ページ以外に表紙や裏表紙の写しも提出すること。
設備設置同意書（別記第4号様式）	△	△	△	・補助対象設備を設置する建物又は土地の所有者でない場合又は共有者がいる場合のみ提出する

				こと。
誓約書兼同意書（別記第5号様式）	○	○	○	

（5）交付申請時の留意事項

①所有について

住宅の所有者でない場合又は共有者がいる場合は、設備設置同意書（別記第4号様式）の提出が必要です。

なお、住宅に補助対象設備を設置する場合は、同意書がある場合を除き、実績報告時ににおいて当該住宅を所有していることが必要です。

②写真について

実績報告時に施工前・施工後両方の写真を提出いただきます。

施工前後で比較できるよう、同じ角度から撮影したものをご準備ください。また、日没後の撮影等で住宅の全景及び設備設置（予定）箇所がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する場合があります。

なお、写真は設備の台数が確認できるよう撮影することとし、特に太陽光発電設備においては、パネル枚数が確認できるよう撮影してください（一枚の写真に納まりきらない場合は、目印を置いて複数枚に分けて撮影すること。）

③申請回数の上限について

1 補助事業者又は1住宅について、1補助対象設備1回までを申請回数の上限とします。

（例えば、太陽光発電設備（蓄電池の場合は太陽光発電設備も含む）、コージェネレーションシステムの2つの補助対象設備について、それぞれ1回を上限とします。令和8年度に太陽光発電設備（蓄電池含む）の補助金の交付を受けた場合、令和9年度以降に申請できるのは、コージェネレーションシステムのみです。）

また、同一の補助対象設備に対し、過去に和歌山県太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金の交付を受けている場合は、申請できません。

④補助対象経費の支払方法について

金銭取引の客観性を担保するため、支払方法は原則、銀行振込とします。手形や小切手による支払いは認められません。

また、原則、実績報告時までに支払いを完了していることが必要です。ただし、初めから設備が申請者の所有となる場合に限り、ローンやクレジットによる支払いも補助対象として認めます。

6. 補助事業の変更・中止について

補助事業の内容を変更しようとする場合や補助事業を中止する場合は、あらかじめ下記の手続きが必要です。

<ul style="list-style-type: none"> 補助事業の内容を変更しようとする場合（軽微な変更を除く。） 補助事業に要する経費の配分を変更（当該補助事業に要する経費の額の 20%以下の増減を除く。）しようとする場合 	変更承認申請書（別記第 8 号様式）に変更後の事業計画書（別記第 1 号様式）、収支予算書（別記第 3 号様式）及び当該変更の内容を証する書類を添付のうえ、提出してください。
<ul style="list-style-type: none"> 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合 	中止（廃止）承認申請書（別記第 9 号様式）を町まで提出してください。
<ul style="list-style-type: none"> 補助事業が予定の期間内に完了しない場合 又は補助事業の遂行が困難となった場合 	速やかに報告してください。
<ul style="list-style-type: none"> 補助金の変更交付を申請しようとする場合 	変更交付申請書（別記第 10 号様式）に変更後の事業計画書（別記第 1 号様式）、収支予算書（別記第 3 号様式）及び当該変更の内容を証する書類を添付のうえ、町まで提出してください。 <u>ただし、補助金額の増額は認められません。</u>

7. 実績報告について

（1）受付期間

下記①②のいずれか早い日の 17 時 15 分まで

①補助事業の完了の日から 60 日を経過する日

②令和 8 年 12 月 28 日（月）

※期日までに実績報告を行うことができない場合は補助対象外となります。

（2）提出方法

持参又は郵送にてご提出ください。

※郵送の場合は、レターパック、簡易書留等の追跡可能な方法を推奨します。

※報告書や添付書類の内容について問い合わせをすることがありますので、お手元に控え（報告書等のコピーや作成したデータ等）を保管しておいてください。

（3）提出先

〒643-0002 和歌山県有田郡湯浅町青木 668-1

湯浅町 住民生活課 環境係（⑤⑥番窓口）

(4) 提出書類 (○：全員提出 △：該当する者のみ提出 -：提出不要)

	太陽光発電設備 (自家消費型)	蓄電池	(コージェネレ ーションシステ ム(エネファ ーム))	備考
実績報告書(規則別 記第4号様式)	○	○	○	
事業実績報告書(別 記第11号様式)	○	○	○	
収支決算書(別記第 12号様式)	○	○	○	
補助対象設備の設置 に係る契約書の写し	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付決定日以降に契約締結を行っているもので、収入印紙が貼付され、消印があるもの。 ・ <u>申請者と契約者が同一であること。</u> ・ 申請者(お客様)控えであること。 ・ 注文書による場合は、注文請書とセットになっていること。
補助対象設備の設置 に係る領収書の写し (内訳の記載がある もの)	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者あて発行されたもの(フルネームを確認できること。)で、収入印紙が貼付され、消印があるもの。 ・ 領収日、金額、支払い内容、並びに発行者の氏名、住所及び押印を確認できること。 <p>【ローン、クレジットの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書等の写し ・ ローン(クレジット)会社から販売施工事業者へ入金されたことが分かる書類 <p>※設備の所有権が申請者に移転していることが必要です。</p>
補助対象設備の保証 書の写し	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造事業者が発行したもの。 ・ 申請者の氏名及び住所、製造事業者名、型番、保証開始日及び保証期間を確認できること。
補助対象設備の施工 前・施工後の住宅の 状況を記録した写真	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工前は、住宅の全景(正面(玄関位置)から撮影したもの)及び設備設置予定箇所の全景を写したものの。 ・ 施工後は、住宅の全景(正面(玄関位置)から撮影したもの)及び設備設置箇所の全景を写したものの。 ・ Web上の地図サービスにおける風景画像は不可。 ・ 鮮明な写真であること。 ・ 参考様式等の任意様式により提出すること。

電力系統への連系内容が確認できる書類の写し	○	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・非 FIT であること、系統連系開始日が分かるもの。 ・申請者と発電者（電力需給契約者）が同一であること。 ・発電場所と設置場所が一致していること。
太陽光発電設備と直接連携していることを確認できる書類	—	○	—	<ul style="list-style-type: none"> ・構造図・配線図・結線図等の写し。

8. 留意事項

(1) 財産管理について

補助事業者は、補助事業により取得した設備について、管理するための台帳を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。

(2) 太陽光発電設備に係る発電量、自家消費量等の報告について

補助事業者は、法定耐用年数を経過するまでの間、太陽光発電設備に係る発電量、自家消費量及び売電量の実績について記録し、町長から報告の求めがあった場合には、自家消費量に関する報告書（別記第 6 号様式）により報告しなければなりません。発電量、自家消費量等の根拠となる資料の提出も求めますので、モニター画面等を撮影した写真や WEB サイトのデータ等は必ず保管しておいてください。

太陽光発電設備により発電した電力の自家消費割合が 30%に満たない場合は、補助金の返還を求める可能性があります。

(3) 環境価値の取引の制限について

法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業の実施により取得した温室効果ガス削減効果（環境価値）について J-クレジット制度への登録を行わないでください。

(4) 財産の処分の制限について

補助事業者は、補助事業により取得した設備（取得価格が 50 万円以上のもの）について、処分の制限を受けます。やむを得ず減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して、環境大臣が別に定める処分制限期間内に財産処分を行う場合は、財産処分承認申請書（別記第 12 号様式）を町長に提出し、その承認を受けなければなりません。

(5) 書類の整備保管について

補助金に係る書類については、事業終了年度の翌年度から 5 年間（ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して、環境大臣が別

に定める処分制限期間を経過しない場合は、処分制限期間が経過するまでの間）保管する
必要があります（データ保管が可能なものは、データで構いません。）。

【一般的な設備の法定耐用年数】

- 太陽光発電設備（自家消費型）：17年
- 蓄電池：6年
- コージェネレーションシステム（エネファーム）：6年

【問合せ先】

〒643-0002

和歌山県有田郡湯浅町青木 668-1

湯浅町 住民生活課 環境係

TEL : 0737-64-1102

FAX : 0737-63-2530

Email : kankyou@town.yuasa.lg.jp